⑸　３の⑵に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。
⑹　申請書類は、日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付する。
⑺　申請書類の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載する。

別記１　申請書の提出場所

⑴　北海道センター　契約担当職　北海道研究業務推進室長　〒062―8517 北海道札幌市豊平区月寒東２条17―２―１　独立行政法人産業技術総合研究所　北海道センター研究業務推進室会計チーム　ＴＥＬ011―857―8424　受付時間　９時00分から17時15分
⑵　東北センター　契約担当職　東北研究業務推進室長　〒983―8551 宮城県仙台市宮城野区苦竹４―２―１　独立行政法人産業技術総合研究所　東北センター研究業務推進室会計チーム　ＴＥＬ022―237―8010　受付時間　９時00分から17時15分
⑶　つくばセンター　契約担当職　調達室長　〒305―8568 茨城県つくば市梅園１―１―１　独立行政法人産業技術総合研究所　つくばセンター財務部　調達室　ＴＥＬ029―861―2030　受付時間　９時00分から17時15分
⑷　臨海副都心センター　契約担当職　臨海副都心研究業務推進部長　〒135―0064 東京都江東区青海２―３―26　独立行政法人産業技術総合研究所　臨海副都心センター研究業務推進部会計チーム　ＴＥＬ03―3599―8183　受付時間　９時30分から17時45分
⑸　中部センター　契約担当職　中部研究業務推進部長　〒463―8560 愛知県名古屋市守山区下志段味穴ケ洞2266―98　独立行政法人産業技術総合研究所　中部センター研究業務推進部会計チーム　ＴＥＬ052―736―7020　受付時間　９時00分から17時15分
⑹　関西センター　契約担当職　関西研究業務推進部長　〒563―8577 大阪府池田市緑丘１－８―31　独立行政法人産業技術総合研究所　関西センター研究業務推進部会計チーム　ＴＥＬ072―751―9605　受付時間　９時00分から17時15分
⑺　中国センター　契約担当職　中国研究業務推進室長　〒739―0046 広島県東広島市鏡山３―11―32　独立行政法人産業技術総合研究所　中国センター研究業務推進室会計チーム　ＴＥＬ082―420―8233　受付時間　９時00分から17時15分
⑻　四国センター　契約担当職　四国研究業務推進室長　〒761―0395 香川県高松市林町2217―14　独立行政法人産業技術総合研究所　四国センター研究業務推進室会計チーム　ＴＥＬ087―869―3520　受付時間　９時00分から17時15分
⑼　九州センター　契約担当職　九州研究業務推進室長　〒841―0052 佐賀県鳥栖市宿町807―１　独立行政法人産業技術総合研究所　九州センター研究業務推進室会計チーム　ＴＥＬ0942―81―3613　受付時間　９時00分から17時15分

別記２　業種別等級区分及び予定価格の範囲
〔掲載順序　業種の区分　①等級　予定価格の範囲　②数値　等級〕

⑴　土木一式工事、建築一式工事
①　Ａ：６億6,000万円以上　：1,400以上
Ａ：１億5,000万円以上
６億6,000万円未満　：1,200以上
Ｂ：5,000万円以上　１億5,000万円未満
：1,000以上　1,200未満
Ｃ：2,000万円以上　5,000万円未満
：800以上　1,000未満
Ｄ：600万円以上　2,000万円未満
：600以上　800未満
Ｅ：600万円未満　：600未満
②　1,200以上　：Ａ
1,000以上　1,200未満：Ｂ
800以上　1,000未満：Ｃ
600以上　800未満：Ｄ
600未満：Ｅ

⑵　電気工事、管工事、電気通信工事
①　Ａ：６億6,000万円以上　：1300以上
Ａ：１億円以上　６億6,000万円未満
：1150以上
Ａ：1,000万円以上　１億円未満
：950以上
Ｂ：400万円以上　1,000万円未満
：700以上　950未満
Ｃ：400万円未満　：700未満
②　950以上　：Ａ
700以上　950未満：Ｂ
700未満：Ｃ

⑶　上記⑴、⑵以外の工事
①　Ａ：1,000万円以上
Ｂ：　400万円以上　1,000万円未満
Ｃ：　400万円未満
②　950以上　：Ａ
700以上　950未満：Ｂ
700未満：Ｃ

⑷　測量、建設コンサルタント等
①　Ａ：1,000万円以上
Ｂ：　200万円以上　1,000万円未満
Ｃ：　200万円未満
②　230以上　：Ａ
170以上　230未満：Ｂ
170未満：Ｃ

別記３　付与数値　（建設工事）　総合評定値通知書の総合評点を総合数値とする。

別記４　付与数値　（測量・建設コンサルタント等）

別表１　業種別年間平均実績高に対応する数値
20億円以上　：30
10億円以上　20億円未満：25
５億円以上　10億円未満：20
１億円以上　５億円未満：15
１億円未満：10

別表２　自己資本額に対応する数値
10以上　：30
５以上　10未満：20
５未満：10

自己資本額の数値は、自己資本額を年間平均実績高で除し、百を乗じて得た数値である。

別表３　業種別有資格職員数に対応する数値
110～：30
65～109：25
40～64：20
15～39：15
～14：10

合計数値は、付表の有資格者の①に掲げる者の数に５を、同表②に掲げる者の数に２をそれぞれ乗じて得た数値の合計した数値

付表

⑴　測量
①　測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者
②　測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）

⑵　建築関係建設コンサルタント業務
①　建築士法（昭和25年法律第202号）による１級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の21による建築設備士である者
②　建築士法による２級建築士の免許を受けている者（１級建築士の免許を受けている者を除く。）、社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者

⑶　土木関係建設コンサルタント業務
①　技術士法（昭和58年法律第25号）による第２次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を流体工学、交通・物流機械及び建設機械又は機械設計とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者